

愛称



明治安田日本株 バリューアップ・セレクト100 追加型投信／国内／株式

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2023.4.25

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

明治安田日本株バリューアップ・セレクト100の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年4月24日に関東財務局長に提出しており、2023年4月25日にその届出の効力が生じております。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。
ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787
（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは
こちらからご覧頂けます。



商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	株式	株式 一般	年1回	日本

上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。
また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社>

明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号

設立年月日：1986年11月15日

資本金：10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：20,176億円

（資本金・運用純資産総額は2023年1月末現在）

〔ファンドの運用の指図等を行います〕

<受託会社>

三菱UFJ信託銀行株式会社

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

明治安田日本株バリューアップ・セレクト100は、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

- ◆ わが国の株式の中から、企業を取り巻く経済・社会環境および事業環境の変化に対して今後企業価値の増大が期待できる銘柄を、徹底的な企業調査をベースに厳選し、中長期的な観点から投資を行います。
- ◆ 株式への投資にあたっては、企業価値の増大に着目した指標として、M & Aレシオ^{※1}や企業ブランド価値に着目したサルベージ・レシオ^{※2}等の投資尺度に加えて、独自の企業調査に基づく定性分析やバリュエーション等、定量分析を行い選定します。

※1 M & Aレシオとは

企業買収を前提として、対象企業の買収に必要な金額を、その企業の何年分のキャッシュフローで回収できるかを示します。買収先としての魅力度を測るとともに、豊富に持つ資金の使い方次第では企業価値を高めることも可能であり、企業変革余裕度も同時に示しています。一般に値が小さいほど割安と考えられます。

◆ M & Aレシオ（企業変革余裕度）

$$= \frac{\text{対象企業の買収に必要な金額}}{\text{対象企業のキャッシュフロー}} \quad (\text{年})$$

※2 サルベージ・レシオとは

企業の清算もしくは譲渡価値が、時価総額の何倍であるかを示します。無形資産として重要性を増しつつあるブランド価値を純資産に加えている点が大きな特徴です。この値の高い企業は、事業の再編や資産の売却益等によって企業価値が見直される余地が大きいと考えられます。

◆ サルベージ・レシオ

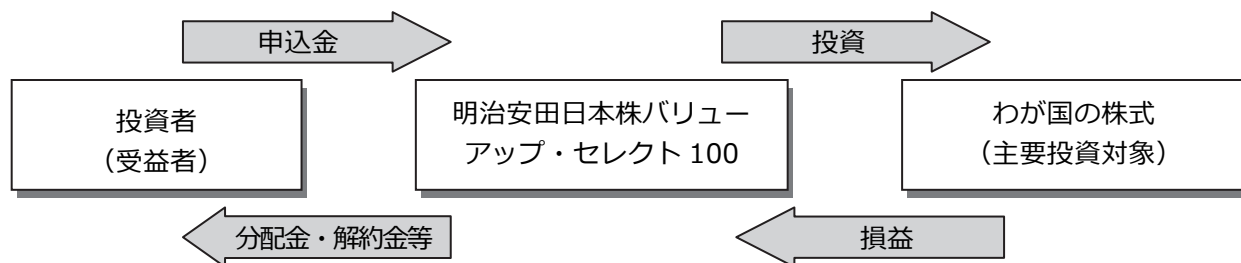
$$= \frac{\text{ブランド価値・リストラ費用を加味した純資産}}{\text{株式時価総額}} \quad (\text{倍})$$

*ブランド価値は企業の持つブランド価値からもたらされる営業利益から資本コストを除き一定の比率を乗じて求めます。

- ◆ 株式の組入比率は、純資産総額に対して原則として高位を保ち、業種分散、流動性等に配慮のうえ100銘柄程度を組入れます。

ただし、投資環境、資金動向等を勘案して、ファンドマネージャーの判断で、組入銘柄数の調整や、先物取引等を利用して実質株式組入れ比率を引下げる等の調整を行うことがあります。

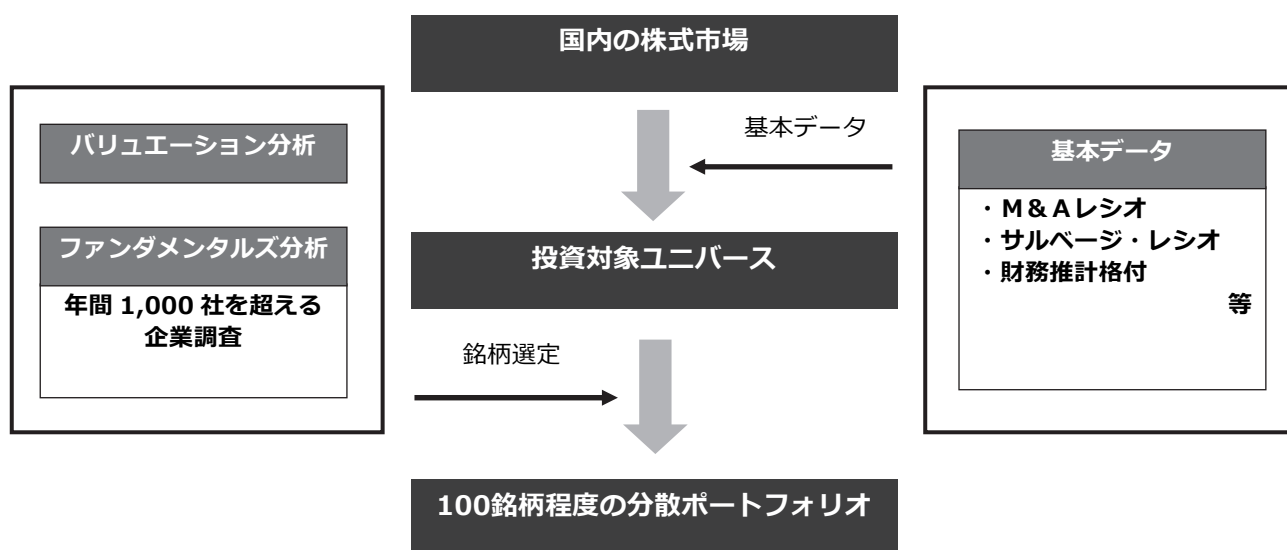
ファンドの仕組み



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 運用プロセス

- ①わが国の株式を対象として、M & A レシオ、サルベージ・レシオおよび財務推計格付[※]といった定量データを算出し、これを基に投資対象ユニバースを策定します。
- ②ファンドマネージャーおよびアナリストが、政治・経済動向等の運用環境分析のほか、企業調査活動を基軸とした銘柄毎の定性と株価バリュエーション分析を行います。
- ③策定された投資対象ユニバースと、定性・定量分析を通じ、更に厳選し、流動性および業種分散に配慮の上、総合的に銘柄を選定します。
- ④銘柄の見直しは、運用コンセプト、業績動向、株価水準等を総合的に勘案し、適宜行います。



※財務推計格付とは、信用リスクを可能な限り回避する目的で、債券発行の有無にかかわらず企業の財務格付を推計しています。

■ 主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
■ 同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は、行いません。

■ 分配方針

年1回（7月25日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

明治安田日本株バリューアップ・セレクト100は、国内の株式等、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

■ リスクの管理体制

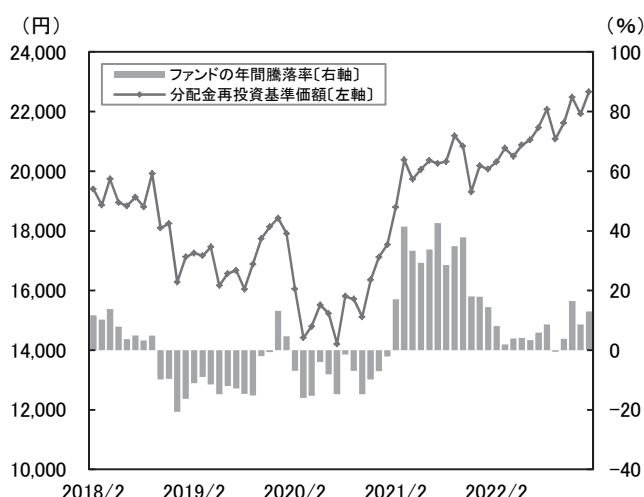
ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

<流動性リスク管理体制>

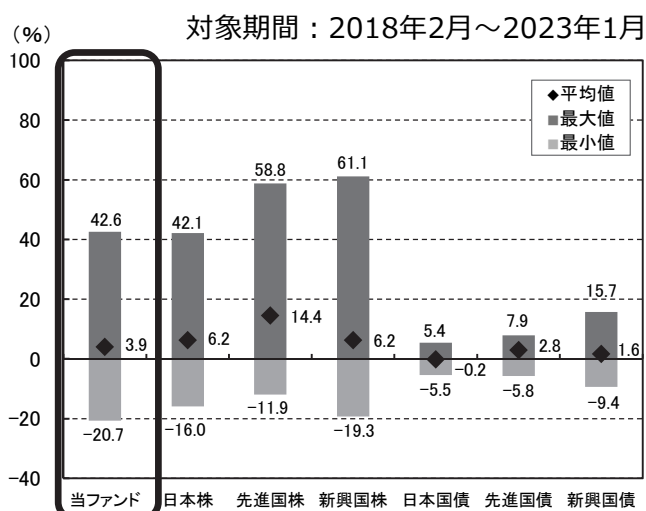
流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

■ 参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P.Morgan Securities LLC

（注）海外指数は、対円で為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書（請求目論見書）をご覧ください。

3. 運用実績

最新の運用状況は委託会社のホームページで確認することができます。

- ① 右記のコードを読み込む（承認・選択等が必要な場合があります）。
- ② 当ファンドのページが表示されます。
- ③ 最新の運用状況（月次レポート等）をご確認ください。



2023年1月31日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2022年7月	350円
2021年7月	430円
2020年7月	100円
2019年7月	100円
2018年7月	260円
設定来累計	2,780円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	21,226円
純資産総額	745百万円

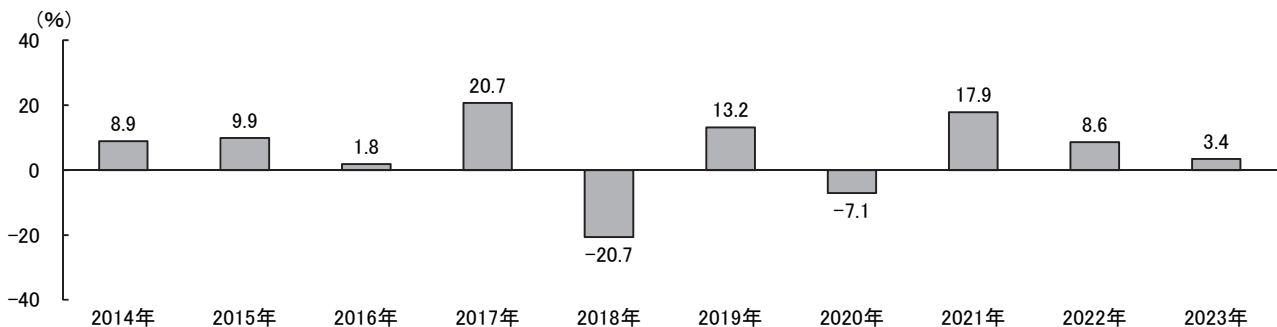
主要な資産の状況

組入上位 10 銘柄

	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	三菱商事	卸売業	1.98
2	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.88
3	住友商事	卸売業	1.81
4	北國フィナンシャルホールディングス	銀行業	1.60
5	おきなわフィナンシャルグループ	銀行業	1.55
6	愛媛銀行	銀行業	1.55
7	九州フィナンシャルグループ	銀行業	1.52
8	アジアパイルホールディングス	ガラス・土石製品	1.52
9	山陰合同銀行	銀行業	1.48
10	みずほリース	その他金融業	1.48

※投資比率は対純資産総額比

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものとして算出しています。

※2023年は1月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額とします。 (基準価額は 1 万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額から 0.3% の信託財産留保額を控除した額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して 4 営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後 3 時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	—
購 入 の 申 込 期 間	2023 年 4 月 25 日から 2023 年 10 月 24 日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2023 年 6 月 9 日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。2023 年 3 月 23 日から 2023 年 5 月 10 日までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2023 年 3 月 23 日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。 異議申立の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定された場合は、2023 年 5 月 11 日を最終受付日として当ファンドの取得申込の受付は中止いたします。この場合、申込期間の末日は 2023 年 5 月 11 日に変更され、以後の申込期間の更新は行われません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限（2000 年 7 月 26 日設定） ※異議申立の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定された場合は、信託期間の末日は 2023 年 6 月 9 日に変更されます。
繰 上 償 還	委託会社は、受益権の総口数が 10 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎年 7 月 25 日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	年 1 回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	5,000 億円

公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
運 用 報 告 書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3% (税抜 3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年 1.98% (税抜 1.8%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。				
	<内訳>				(年率)
	販売会社の純資産総額	100 億円以下の部分	100 億円超 300 億円以下の部分	300 億円超 500 億円以下の部分	500 億円超の部分
	委託会社	1.1% (税抜 1.0%)	1.001% (税抜 0.91%)	0.781% (税抜 0.71%)	0.792% (税抜 0.72%)
	販売会社	0.77% (税抜 0.7%)	0.88% (税抜 0.8%)	1.1%(税抜 1.0%)	
	受託会社	0.11% (税抜 0.1%)	0.099%(税抜 0.09%)		0.088% (税抜 0.08%)
	合計	<u>1.98% (税抜 1.8%)</u>			
	<内容>				
	支払い先	役務の内容			
	委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価			
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価				
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価				
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率				
その他の費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年 0.0044%（税抜 0.004%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。				
	※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。				

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して…………… 20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して… 20.315%

※上記は2023年1月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出型年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

<お知らせ>

※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2023年6月9日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。2023年3月23日から2023年5月10日までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2023年3月23日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分之一を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。

また、異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が二分之一を超えた場合には、信託終了（繰上償還）が中止されます。この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかに電子公告し、かつ2023年3月23日現在における知られたる受益者の方に書面でお知らせいたします。

なお、信託終了（繰上償還）の決定（2023年5月11日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。